

26 給食費（3～5歳児のみ）

【重要】これまで保育料に含まれていた「副食費」について、無償化により、「実費徴収するもの」とされました。（3～5歳児のみ）

「主食費（ごはん等）」と「副食費（おかず等）」について実費徴収となります。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		給食費(月額) [単位:円]	
階層区分	定義	主食費	副食費
A～D2の一部	市町村民税所得割	施設が 定めた額	0
D2の一部～D8		施設が 定めた額	施設が 定めた額

※ 公立保育園については主食費 300 円、副食費 3,200 円となります。

給食費の納付

① 公立保育園の場合

入園決定後に手続きいただいた口座から、毎月末日（土、日、祝日の場合は、その翌営業日）に振り替えます。

② 私立保育園・私立認定こども園・地域型保育事業所の場合

給食費は「各施設が定めた料金」を各施設へ直接納入していただきます。納入方法等は、利用する施設に確認してください。

◆兄弟姉妹同時入園の場合の減免について

兄弟姉妹が、2人以上同時に次の施設に在籍している場合は、3人目以降の副食費が免除（0円）になります。

なお、甲賀市で在籍状況を確認できない場合は、在籍証明書の提出を依頼することがあります。該当の方で適用されていない場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。

- ・ 保育園、認定こども園（長時部、2・3号認定）、地域型保育事業所に在籍（認可・認定施設に限る）
- ・ 幼稚園、認定こども園（短時部、1号認定）に在籍（認可・認定施設に限る）
- ・ 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に在籍または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用

◆ひとり親世帯・障がいのある方がおられる世帯に対する減免について

ひとり親世帯・障がいのある方（障害者手帳等をお持ちの方）がおられる世帯のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満（D3階層の一部まで）の方は、副食費が免除（0円）となります。

◆多子世帯に対する減免について

市町村民税所得割額が57,700円以上97,000円未満（D2階層の一部～D3階層）の世帯のうち、保護者と生計を一にする入園児の兄・姉（年齢制限なし）が2人以上いる場合、3人目以降の副食費が免除（0円）となります。